

令和2年度 住宅まちづくり部建築設計業務入札参加資格者の区分基準

(目的)

第1 この基準は、住宅まちづくり部（まちづくり戦略室を除く）が条件付一般競争入札により令和2年度に発注する建築設計業務の入札参加資格として設定する「入札参加資格者の区分（以下「区分」という。）」について、住宅まちづくり部測量・建設コンサルタント等条件付一般競争入札実施要領第3条に基づき必要な事項を定める。

(区分の対象)

第2 区分の対象は、「建築設計・監理」について、令和2・3・4年度測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）名簿に登載されている者（以下「対象者」という。）とする。

(区分の方法)

第3 評価点数算定基準に基づき算定された評価点数の合計点により、別表1のとおり対象者の区分を定めるものとする。

2 評価点数の算定に用いる有資格者数は、競争入札参加資格の申請書類（以下「申請書類」という。）に記載された府内の営業所（大阪府と契約する営業所）に在籍する有資格者の数とする。

(別表1)

区 分	評価点数 合計点
I	40 点以上
II	10 ～ 39 点
III	2 ～ 9 点

【評価点数算定基準】

別表2の有資格者（1）に掲げる者の数に5を、有資格者（2）に掲げる者の数に2を、それぞれ乗じて得た数値を合計したものとする。

(別表2)

有資格者（1）	有資格者（2）
建築士法による1級建築士の免許を受けている者	建築士法による2級建築士の免許を受けている者
	社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士(建築積算資格者)試験に合格し、登録を受けている者

※ 建築士と建築積算士の両方の資格を持つ者は、重複して計上する。

(区分の公表等)

- 第4 第3に基づき定めた区分は、公共建築室のホームページで公表するものとする。
- 2 競争入札参加資格の随時申請により、新たに対象者となった者の区分は、競争入札参加資格認定日と同日に公表するものとする。
- 3 公表した区分に対する疑義申し立ては、公表日より7日間（土日祝日を除く）とする。
- 4 前項の期間経過後、公表した区分は変更できないものとする。

(区分の有効期間)

第5 第4で公表した区分の有効期間は、令和3年3月31日までとする。

(発注する業務委託に対応する区分)

第6 発注する業務委託に対応する区分は別表3を基本とし、業務内容に応じて案件毎に設定するものとする。

(別表3)

区 分	発注する委託業務の予定価格（税抜）（※）		
	500万円以上	300万円以上 500万円未満	300万円未満
I	○	○	
II	○	○	○
III		○	○

○：入札に参加することができる区分

(※特別経費を除いた額とする。)

附 則

この基準は、令和2年1月30日より施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日より施行する。